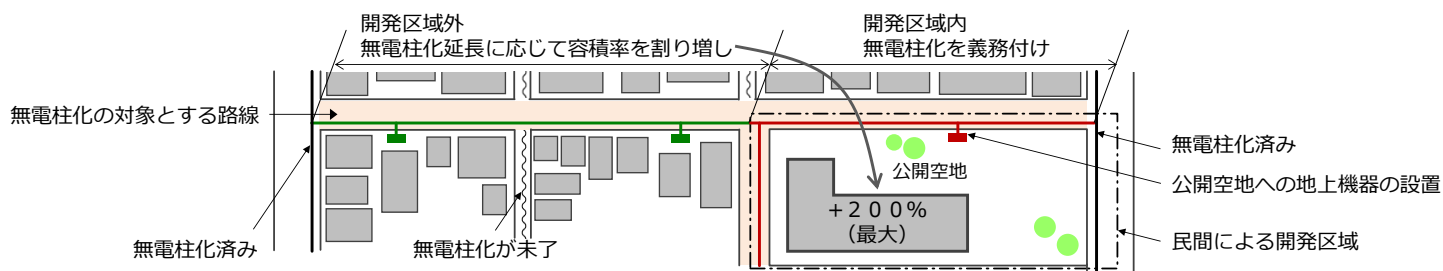


無電柱化を促進するための都市開発諸制度活用方針等の改定概要

民間開発の機会を捉えた区市町道等の無電柱化の促進

- 開発に際し、無電柱化について区市町等との協議を義務付けます。
- 開発区域内の道路の無電柱化を義務付けます。
- 開発区域外の道路の無電柱化を公共的な貢献として評価し、容積率の割り増し（無電柱化延長に応じて最大200%まで割り増し）を行います。
- 狭隘な道路で無電柱化を実施する際の地上機器の設置は、公開空地の活用を可能とします。

【無電柱化の取組イメージ】



【容積率割り増しのイメージ】

